

第1回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成24年6月29日（金）9：00～11：00

場所：草津市役所 行政委員会室（4階）

1. あいさつ

2. 委員自己紹介、事務局紹介

3. 草津市協働のまちづくり条例検討委員会設置要綱

委員長・副委員長の選任について

事務局一任の発言により中川委員を委員長に推薦し、一同了承

中川委員長より直田委員を副委員長に指名

4. 傍聴要領について

事務局より説明（資料3）

5. 検討事項

（1）草津市における協働の取組み経過について

○事務局

資料説明（資料4）

○D委員

市民参加条例と住民投票条例の進捗はどのようになっている。

○事務局

今年度中に策定し、来年度の施行予定である。協働のまちづくり条例は、今年度と来年度にかけて策定するので、市民参加条例および住民投票条例の方が少し先行する。

○C委員

協働のまちづくり指針を作成したことや、まちづくり協議会が発足したことにより条例を策定するのか。

○事務局

その通りである。

○委員長

本来、自治体基本条例の次に協働のまちづくり条例、指針、そしてそれぞれの計画ができるのが理想かもしれないが、できるところから進めていくしかない。

○C委員

まちづくり協議会が発足し、それに伴い協働のまちづくり条例を制定するという形にな

っているが、現状動いているものを条例に当てはめていく形を想定しているのか。また、自治体基本条例との絡みはどうか。

○事務局

まちづくり協議会を動かし、それを法的に位置づけていく。現在は任意の協議会であるため、条例で位置づけをする。自治体基本条例の第25条に協働の推進についての条文が記載されている。

○C委員

現状の動きに近い条例を作らないといけない。条例が今までの動きから外れたものとなると問題が生じる可能性があると思う。

○事務局

その通りである。具体的に今動いている状況を勘案しながら、条例を策定していきたいと思う。

○I委員

まちづくり協議会のスムーズな運営と、学区ごとの個性をいかに生かしていくかを考えながら議論できる場になればと思う。

(2) (仮称) 草津市協働のまちづくり条例の位置づけ

○事務局

資料説明 (資料5)

(3) (仮称) 草津市協働のまちづくり条例策定方針について

○事務局

資料説明 (資料6)

○E委員

最近の条例は方向性を定めているが、あまり条例の範囲を広げない方がよい。まちづくりについての基本法、基本条例という形にし、後から個別の権利・義務を定めれば良い。どういうスタイルをとるかということについて、個別事項と基本的な事項を整理していかなければならない。

○事務局

地方自治の本旨には団体自治と住民自治があり、団体自治の部分は自治体基本条例がある。この条例は住民自治の分野で条例を作りたいので義務、権利に重点を置くおくものではない。

○委員長

条例は一度策定すると変更するのが困難であるため、よく議論して作らないといけない。

○C委員

「協働」という漢字があるが、地域協働合校との関わりを教えていただきたい。

○事務局

教育委員会が実施している事業であり、学校教育だけでなく社会教育の分野においても、地域の方と連携しながら子どもを健やかに育てようという事業である。

今回取り組む協働は、行政と個人、企業など色々な形で協働することによって市をより良くしていこうとするものである。

○C委員

地域協働合校と今回の協働の捉え方により、市民の中で混乱が生じかねないのではないかと。その先入観から今回の協働が生かされなくなることも考えられる。

○事務局

協働という言葉が定着してきた反面、協働に対する概念が人それぞれでいろんな捉え方をされているから整理をしていきたい。

○D委員

自治基本条例では住民自治のほか、市民公益活動団体も位置づけられていることが多い。しかし、草津市は自治体基本条例であるので、それらがあまり深く触れられていない。自治体基本条例を補完するという意味で、基本条例的な理念的なもの自主的な具体的な組織に触れるということで、2段階になるというのが捉えにくい所だと思う。

○事務局

自治体基本条例については、行政、自治体としてどうあるべきなのかに論点を絞っているので、住民自治の点についてあまり触れていないという経過がある。

○A委員

草津市市民協働推進計画および草津市協働のまちづくり行動計画に記載されている具体的な事業を根拠づけるための条例と考えれば良いのではないかと。

○事務局

条例を策定してから施策を展開していく方法と、今まで実施してきた施策をさらに進めるために条例をつくるという方法がある。今回は後方である。

○A委員

ルールは必要だがこれらを進めていくには条例は簡素であった方がよい。

(4) 検討スケジュール

○事務局

資料説明 (資料7)

(5) 話題提供

中川 幾郎 委員長

テーマ「協働のまちづくりとは何か～分権時代の自治体改革を」

(6) 意見交換

○H委員

まちづくりの大きな枠の中に町内、住民があつての学区である。縦の繋がりも大切だが、横の繋がりも作っていききたい。

○G委員

市民に対してどんなメリット、デメリットがあるのか明確にしていくことで、住民意識も上がると思う。

○F委員

各種団体と協働を進めていくうえで、奈良市・朝来市のように相互変革の原則をこれからアピールしていくことが大切だと思う。

○E委員

まちづくり協議会を作ることにより、関係団体との連携がより一層図れるようになった。

○C委員

地域によって実情が異なるので、条例を作るうえで詳細な取り決めをすることは難しいと感じる。

○A委員

企業の力をもっと活用し、いかに企業を巻き込んで協力していただけるような条例にすることが目新しくて良いと思う。

○D委員

行政と協働することだけが協働ではなく、団体間でも協働は成りうる。市民1人と行政の協働は考えにくく、その場合は市民参加となる。市民参加と協働の違いは団体か個人であり、団体となると社会化された意見が生まれる。それが公共性を担保する形ではないか。

○委員長

協働と参加の領域は、協働のまちづくり指針を参考にすると分かりやすいのではないか。